

【令和6年第1回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和6年3月18日 文教委員長 押本 吉司

○「議案第6号 川崎市コミュニティセンター条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* こども文化センター及び老人いこいの家を複合化する理由について

川崎区役所大師支所及び田島支所の再編整備を行う中で、支所を地域の拠点と位置付けた上で多世代の地域住民が交流可能な機会を創出する拠点施設を実現するため、周辺のこども文化センター及びいこいの家との複合化を決定した。以降も引き続き各施設の機能を損なうことなく施設運営を行う予定である。

* 周辺施設の複合化の検討経過について

支所の建て替えに当たって、資産マネジメントの考え方に基づき、周辺施設であるこども文化センター及び老人いこいの家を複合化することとした。支所の機能及び施設の複合化効果について、庁内で検討を行った結果、目的別に施設の役割を単一化させるのではなく、世代を超えて交流する場を創出するために各施設を複合化する新たな取組を行うこととなった。

* 施設の複合化に係る対応について

子どもの居場所づくりは重要な取組であると認識しているため、利用者の動向を踏まえた施設の有効活用に向けて、専用利用の時間帯を設けるなど、柔軟に対応していく。

* 児童の施設利用について

児童の施設利用に当たっては、利用者の意見を踏まえて現状を正確に把握し、指定管理者と協議の上、より多くの児童がのびのびと施設を利用することができるよう検討を進めていく。

* 高齢者団体の施設利用及び児童の夏休みにおける対応について

老人いこいの家及びこども文化センターの床面積は約650平方メートルであるが、施設の市民利用機能部分の床面積は約1,200平方メートルとなる。また、施設のほか、支所の会議室なども含めたスペースを有効活用することで、従来から施設を利用している高齢者団体が引き続き施設を利用でき、児童の夏休み期間においても、より多くの利用者のニーズに対応できるよう、柔軟な運用に向けた検討を行う。

* 複合化による新たな交流の場の創出について

現在はこぶんまつり、クリスマス会、ゲーム大会などのイベントを行っているが、新施設は地域の活動拠点となるため、地域の活動団体が主体となって行われるイベント等により、児童から高齢者まで世代を超えた交流が生まれ、地域の交流の場としての機能を有するものと認識している。

* 不登校児童への対応に係る人員配置について

現行同様、児童の遊びを指導する者を適切に配置し、不登校児童に寄り添った対応を行う。

* 利用者に配慮した出入口の複数設置について

サウンディング調査において、出入口を複数設けるべきとの意見が寄せられていることを踏まえて、メインの出入口のほか、サブの出入口を設けることを検討している。

* 施設の維持管理方法について

経年劣化による不具合は、施設の保守管理業務受託者が対応し、通常の施設利用に伴う損傷等は、指定管理者が対応するものとしており、施設の維持管理に係る役割分担を明確にし、適切に対応していく。

* 指定管理者の要件について

指定管理者は、本市の要求水準を満たしていることが必要ではあるが、応募主体が1社であるか、共同企業体であるかを問わない。

* 他都市における類似施設の有無について

他都市においては、児童福祉施設及び高齢者福祉施設それぞれの機能を複合化した類似施設は見当たらないが、多世代が利用するコミュニティセンターとしての施設が存在することを確認している。

* 市民意見交換会の実施について

これまで、市民参加型のワークショップ等を複数回実施しており、今後、施設の設計がまとまった際に地域や施設利用者に説明していく。

* 地域の運営協議会について

施設の複合化により、多世代にわたる利用者ニーズの把握及び共有が必要となるため、現行の運営協議会委員の意見も参考にして、運営協議会の在り方について検討する。

* 跡地活用の方向性について

大師こども文化センター及びいこいの家の跡地は公園としての活用を予定しており、田島こども文化センター及びいこいの家の跡地は未定である。施設を開設する令和10年の行政需要を見据えて、地域ニーズを把握しつつ、資産マネジメントの考え方方に沿った方向性を検討していきたいと考えている。

* 「地域組織の育成」の考え方について

地域組織とは、子ども会、青少年指導員、PTA等の団体を指す。地域組織の育成は、本件条例において、市民が気軽に立ち寄り、活動の拠点とすることができる場の提供という表現に置き換えたが、当該団体も継続して含まれている。

* 「情操をゆたかにすること」に代わる表現について

本条例第1条における「児童の健全な育成」がこれに該当する。

* 施設の位置付けについて

国からは、複合化した施設の前例がないことを理由に、施設の設計図が完成していない段階では法令上の位置付けを明確にすることは困難であるとの見解が示されているが、児童福祉法第40条における児童厚生施設の要件を満たすよう取組を進めていく。

* わくわくプラザにおける施設整備の基準について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に基づき施設整備を行う予定である。

- * 大師及び田島地区周辺の小学校におけるわくわくプラザの利用登録者数について
大師小学校は208人、四谷小学校は113人、渡田小学校は331人である。
- * 大師及び田島こども文化センターの運営団体について

現在、大師及び田島こども文化センターの指定管理者であるかわさき市民活動センターが、大師小学校、四谷小学校及び渡田小学校のわくわくプラザの運営を行っている。

- * こども文化センターの関係団体との連携体制について

現在、各こども文化センターでは運営協議会が定期的にイベント等を実施している。施設複合化以降、運営協議会の在り方は一定の議論が必要であると考えるが、関係団体及び他のこども文化センターとの連携を十分に取りながら施設運営を行う予定である。

《意見》

- * 施設の維持管理においては、業務に影響が及ばないように、保守管理業務受託者及び指定管理者の連携を促すような管理手法の検討を進めてほしい。
- * 地域の身近な拠点として、地域住民の理解を得ることができるように本取組に関して丁寧に説明した上で、地域との連携を図ってほしい。
- * こども文化センターにおいて指定管理者が変更となった場合でも、地元関係団体や関係部局との連携を十分に取りながら施設運営を行ってほしい。
- * 多世代の地域住民が交流できる場を創出する取組に関しては賛同するが、本市は市民一人当たりの公共施設面積が狭隘であることに伴い、市民活動が可能な範囲が限られる中で、こども文化センター及び老人いこいの家の複合化は適切ではないと考えている。また、児童福祉法に倣った子どもたちの憩いの場を創出可能である現行のこども文化センターの在り方が適切であると認識していることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第7号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第11号 川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 市内に女性自立支援施設が存在しない理由について

D V被害を受けている方を含めた女性に対する支援は神奈川県域で連携しながら行っていることから、現状では県内に存在している女性自立支援施設を各自治体で活用することが望ましいと考えている。

- * 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条における市町村基本計画に

について

現行の実施計画及び分野別計画は本法律に対応する計画ではないため、令和7年度以降の実施計画策定の段階で、関係局と協議しながら、既存の計画の中で拡充するか、または本法律を踏まえ新たな計画を策定するかについて検討を行っていくものと考えている。

* 女性自立支援施設における生活上の制限について

DV被害の経験がある入所者は、セキュリティの関係上、一定程度携帯電話の使用や外出の制限を受ける場合がある。県が運営している女性自立支援施設では、自立支援を目的とした入所者については生活上の制限を極力行わないよう努めているが、DV被害に伴う入所者と混在していることが課題と考えている。引き続き県と協力し、課題解決に向けた検討を進めていきたい。

* 繁華街に集う子どもの現状について

児童相談所職員からの情報によると、児童福祉法の対象である18歳未満の子どもについて、警察による補導後、児童相談所に通告される事例があるとのことである。児童相談所の通告後、子どもが帰宅を拒否するケースや、家庭での引き取りが困難との家族による判断で児童相談所に一時保護されるケースがあると聞いている。

* 厚生労働省女性支援ポータルサイトの活用状況について

現時点では実態を把握していないが、今後は掲載情報等を確認の上、必要に応じて活用を検討していきたい。

《意見》

- * 女性自立支援施設について、現行の県との連携協力体制だけではなく、市内への施設設置に向けて取り組んでほしい。
- * 女性自立支援について、繁華街に集う子どもの保護を目的としたアウトリーチ型の支援も含めて取り組んでほしい。
- * 女性自立支援について、県との連携だけではなく、民間とも連携を強化してより幅広いアプローチで取り組んでほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第12号 川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 児童相談所の人員配置について

本条例の制定により明示された業務は、従前より児童相談所で行ってきた内容であるため、業務量にはほぼ変動はない。しかしながら、児童虐待の対応件数増加に伴い国の児童相談所の人員配置基準による必要性が増しているため、関係局区と協議しつつ、人員体制強化を図っていく。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第13号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

*里親支援センターの設置について、事業の継続性を担保していくため、児童相談所も含めた公的な機関で適切な事業運営となるよう検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第14号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第24号 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第30号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

*施設使用料における計画値と実績値との乖離の理由について

特に乖離が大きいガスの使用量については、過去の使用実績値及び今後の見込みを事業者と協議した結果、従前より約4万6,900立方メートル多くガスを使用するよう計画の見直しを行った。計画見直し後の使用量増加の主な理由は、計画時の値よりも実績値が上回っていることや、昨今の電気料金の高騰に伴い、現在1台ずつ交代で稼働しているガス等を動力源としたコーチェネレーションシステムを、来年度から2台同時に稼働する予定となったことによるものである。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第33号 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

*本議案に関する説明の正確性について

教育委員会事務局による説明が不十分だったため、選定部会において事業者からプレゼンテーションを行ったとの誤解を招いてしまったことに関してお詫びする。なお、今後同様の事態が発生しないよう、局内において議会への正確な説明を行うよう改めて周知徹底を図ったところである。

*教職員による空調設備のフィルター清掃について

空調設備のフィルター清掃については、年に2回、事業者によって行われており、日常点検は教職員が行っているが、令和3年3月に実施した事業者へのアン

ケートにおいて、日常点検の実施状況が学校ごとに異なっており、全く点検を行っていない学校もあるとの回答があった。今後については、フィルター清掃によって省エネに貢献できるため、事業者等に清掃の頻度を確認し、明確な基準等を示した上で、教職員の負担とならないよう、適切に点検が行われるように調整したい。

* 空調設備の故障時の対応について

故障時については、契約事業者が迅速な対応を提案している。本契約の対象外の学校については、従来の手法により学校の要望に応じて、可能な限り対応をしていきたいと考えている。

* 入札に参加した企業数について

今回の入札に参加した企業数は2グループである。

* これまでの空調設備に関する契約における市内事業者の発注割合について

平成20年度及び21年度における空調設備の一斉更新時においては、中学校は分離・分割発注で契約を行い、全て市内事業者であったが、小学校は、PFI事業により、一括して契約を行い、市内事業者の割合は17パーセントであった。

* 議案説明資料における市内企業との連携に関する表記について

契約事業者においては、川崎市空調衛生工業会に所属している構成企業が1社のみであるが、その企業が窓口となり市内事業者と連携することにより、下請企業の市内割合を約9割と見込んでいるとの提案があった。

* 下請企業からの関心表明書の提出数について

具体的な数字はお答えできないが、双方の提案事業者に、川崎市空調衛生工業会に所属している企業から関心表明書が提出された。

* 市内企業の活用状況における確認方法について

モニタリングを通じて市内企業の割合を確認していきたいと考えている。また、2次以降の下請企業に関しても、確認したいと考えている。

* 下請企業への不当要求等に対する監視方法及び是正方法について

契約事業者に対するヒアリングや下請企業に対する聞き取り等によって、実態の把握に努めたい。不当要求等の実態が確認された場合は、契約に基づき是正を促すこととなる。なお、契約に反する事態が生じていれば、是正の義務が生じる。

* 市内企業の成長に対する考え方について

民間活用推進方針の中で、PFI事業に関する知識やノウハウを蓄積していくことが明記されており、契約事業者からは構成企業を通じて市内企業へ知識等を還元していくことが提案されている。

* 市内企業の成長に対する検証について

本契約が満了する時点において、市内企業の成長に関する検証が可能であるか検討していきたい。

* 市内企業の活用に対する評価の在り方について

本契約はWTO案件であるため、市内中小企業への優先発注をすることはできないが、民間活用推進方針に従い、サウンディング調査を通じて市内企業を活用し、地域の活性化に関する配点を高く設定した経過がある。また、他都市事例よ

りも、金額に関する点数配分を低くし、提案内容に関する点数配分を高くする選定基準を設定した。Aグループは市内企業の活用に関する点数が高かったが、他の項目を含めBグループの点数が総合的に上回った選定がされた。

* **事業者選定時における評価の差の要因について**

今回の事業者選定は民間活用推進方針に基づいて適切に進めてきたと考えている。市内企業を保護・活用することが大変重要であると考えているため、事業を着実に進め、市内企業が成長できるようモニタリングも適切に実施していきたい。

* **モニタリング結果等に関する議会報告について**

モニタリングの実施や市内企業の活用等は重要と認識しているため、議会への報告は適時適切に実施していくことを検討したい。

* **本契約における契約条例第12条の適用について**

本契約は契約条例第12条が適用される。

* **作業報酬下限額に関する契約約款への記載について**

契約事業者と契約約款に作業報酬下限額を明記することの協議はしていないが、契約条例第12条については市に準じた措置を講じることが努力義務となっているため、作業報酬下限額を遵守する方向で調整を行っている。

* **作業報酬下限額の遵守状況の確認方法について**

協議の中で作業報酬下限額を遵守する方向で合意が得られれば、書面に残す方向で調整したい。

* **雇用者への作業報酬下限額に関する周知について**

雇用者への周知に関する方法については、今後協議を進めていきたいと考えている。

* **選定部会において緊急時対応の関心が低かったと指摘された背景について**

両グループとも緊急時対応の意識が低かったとは考えていないが、契約事業者においては、緊急時の災害対応について、明確に提案していたこと等が選定部会において評価されたと捉えている。

* **災害時対応に関する提案への評価について**

契約事業者からの提案である、災害の影響がより広い範囲に及んでいる場合の応援体制の確立という部分が評価されたと捉えている。

* **緊急時における市外からの応援体制の担保について**

現時点では、市外からの応援体制は具体的に定められていない。4月から契約が始まるため、市外からの応援体制の実効性を高めるよう、速やかに契約事業者と協議していきたいと考えている。

* **契約書における市の要望事項を尊重する旨の規定について**

契約書において市の要望事項や選定部会の総評等を尊重する旨の条項が規定されている。選定部会の総評において、市内事業者の参画に関する具体的な計画策定の必要性について示されており、契約事業者と協議している中でも市内企業の参画に対して前向きに考えているものと認識している。

* **海外におけるPFI事業から直営への回帰の動向について**

海外におけるPFI事業の動向に関しては把握していない。本契約については直接施工より費用対効果が高いと判断したため、PFI事業を選択した。

* 民間企業の供給能力等を加味した発注について

民間企業の動向等については、予測が難しいと考えているが、次回の空調設備の一斉更新の際は、サウンディング調査を行い、適正な発注方法を検討していきたい。

《意見》

- * 議案の説明において、会派によって説明が異なることがないよう、局内への周知・徹底を行ってほしい。
- * 大規模な契約において、今後は選定部会において事業者からのプレゼンテーションが実施されるように調整してほしい。
- * 市内企業を守るため、契約事業者に対するモニタリングを適切に実施してほしい。
- * 下請企業に対する不当要求等に関して、市として注視し、仮に該当事案が発生した場合は適切に対処してほしい。
- * 世界的には再公営化の流れとなっているため、世界情勢も踏まえて事業に取り組んでほしい。
- * 本議案は全国が本市の動向を注目していた大型工事であり、市内企業の経営や成長に大きな影響を与え、市内企業が元請として参画することが大変重要であったと考えている。今回の入札では構成企業における市内企業数の差は大きく、元請として参加を目指す市内企業には大変厳しい結果となった。下請企業における市内割合を約9割とする高い目標を掲げている契約事業者は、市内企業の活用に大きな責任を負っており、本市としては適切にモニタリングすることが求められている。また、下請企業に対する支払いに対しても適正に対応することや、大災害に対する備えを万全にするための市外企業への協力を通じた強い支援体制の構築も求めるべきである。以上の内容について、適宜議会への情報提供を行うことを担保するため、本議案については附帯決議を付して賛成するものである。
- * 地域経済の活性化に向けた市内企業の積極的な参画、下請企業への支払いが適切に行われること及び災害時の支援体制の確立は重要であると考えているため、本議案については附帯決議を付して賛成するものである。
- * 市内企業が元請企業として受注することで市内企業の下支え及び育成につながると考えており、分離・分割発注で実施した中学校の空調設備工事は全て市内企業が受注していた実態を鑑みると、本契約はPFI事業として一括発注するのではなく、分離・分割で発注するべきと考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第33号に対する附帯決議案の審査結果》

賛成多数附帯決議を付す

- 「議案第34号（仮称）川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第35号 (仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第36号 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第37号 訴訟上の和解について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「請願第9号 わくわくプラザ事業及び自主学童保育の検証に関する請願」

《審査結果》

取り下げ承認